

駅舎設備 内方線取付工事

仕 様 書

(適用範囲)

第1条 本仕様書は、モノレール千葉みなと駅及び都賀駅のホーム(1・2番線)縁端部警告ブロックの内方に内方線ブロックを取り付ける工事に適用する。

(適用基準)

第2条 業務実施にあたっては関連する法令等によるものの他、次の各号に掲げる基準等を適用する

- ・公共建築工事標準仕様書(最新版)国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
- ・建築改修工事管理指針(最新版)国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
- ・工事写真の取り方 建築編
- ・千葉都市モノレール関連基準集
- ・公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン

(施工箇所及び寸法)

第3条 施工箇所・施工内容については、別添資料「工事設計書」「数量内訳書」のとおりとする。

(施工方法)

第4条 別添資料「工事設計書」にしたがうこと。

(使用材料)

第5条 別添資料「数量内訳書」にしたがうこと。特記により指定されたもの以外を使用する場合は、監督員の承認を必要とする。

(提出書類)

第6条 施工にあたり、次の書類を提出するものとする。

1. 着工書類
 - 工事着手届
 - 主任技術者届
 - 現場代理人届
 - 工事計画書(工程表付き)
 - 作業申込書
2. 竣工書類、図面
 - 工事完成届
 - 工事完成報告書(記録写真付き)
 - 完成図
 - マニフェスト
3. その他工事監督員が指示するもの。

(作業の着手及び終了)

第7条 作業にあたり、その14日前までに作業申込書により監督員あてに通知するものとする。

2. 作業が終了した時はその都度後片付けを行い、確認したうえで関係箇所に作業終了の連絡をするものとする。

(監督員の立会い)

第8条 監督員が立会いを指示した作業は、監督員の立会いのもとに行わなければならない。

(安全対策)

第9条 あらかじめ事故防止上必要な事項について打ち合わせを行い、当社の業務に支障を及ぼさぬよう、作業に起因する事故の防止に努めなければならない。

特に異常時における対策については、事前の手配を十分に講じておかななければならない。

2. 作業員に対し、作業前に次の各号に定めるところにより指示を行い知得させるものとする。
 - (1) 作業員の健康状態、服装(安全帽の着用)等に対する注意、並びに作業内容及び作業方法の明確な指示をすること。
 - (2) 工具及び保護具の使用前の点検及び使用上の指示をすること。
3. その他、関係箇所と連絡を密にし作業を行うこと。

以 上